

補助金・施策等の活用における 「経営革新承認企業優遇措置」について

中小企業が「経営革新計画」の承認を受けると、様々な支援措置を優先して受けられるようになります。経営革新計画の承認を受けた企業には、具体的には次のような施策が用意されています。

日本政策金融公庫による低利融資制度	中小企業信用保険法の特例（保証枠の拡大）
新事業活動促進資金、7200万円上限（内運転資金4800万円）、利率（特利B）、設備20年・運転資金7年返済	通常の保証枠とは別に同額の別枠が認められます。（例…通常枠2億円に新たに別枠2億円）
海外展開事業者への支援制度	設備投資減税
企業が海外金融機関で現地の通貨で融資を受ける場合や現地流通通貨の円滑に調達することができます。	認定を受けた事業において取得した機械装置については、取得価格の7%が税額控除、または取得価格の30%の特別償却を利用することができます。
特許関係料金（審査請求料、特許料）減免制度	ものづくり補助金申請等への承認確認
研究開発事業に係る特許申請等を行う場合、審査請求料と特許料の特許関係料金が半額に軽減される制度です。 (経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象)	ものづくり補助金の申請要件は、経営革新計画の申請要件の趣旨と同様なので、申請時の審査が有利になりやすいと言われる理由です。

※他にも、食品事業者経営基盤強化支援事業（補助金上限200万円）も経営革新承認企業のみが応募可能で、あきた企業応援ファンド事業も経営革新の承認を受けた中小企業者となっております。ただし、これらの優遇措置や補助金を受けるには、経営革新計画の承認を受けた後に、それぞれの申請先機関等からの審査が必要となります。

詳細は 美の国あきたネット <http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/653>

日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金 (略称：マル経融資)のご案内

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率(年)	1.11% (平成29年4月12日現在)	
保証人・担保	保証人・担保は不要	
条件	(1) 常時使用する従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業等では20人以下であること (2) 商工会の経営指導を原則として6ヶ月以上受けており、商工会長の推薦があること	

詳細は 最寄りの商工会にお問い合わせください。

新たな補助金や施策を
ご提案
を応援します

国・県・関係団体施策を有効に活用しましょう

秋田県商工会連合会と県内21商工会は、商工会創生プランを策定いたしました。事業者第一の取組強化のもと、今年度新しく示された補助金の中から新販路拡大や新分野進出に挑戦する補助金等をピックアップして会員企業の皆様へご提案いたします。

国・県及び市町村の補助金は、事業の目的を達成することで、返済の必要が無い資金を調達でき、経営にかかる費用の負担の軽減も図ることができます。申請に対し審査によって決定されますので、事業の将来を見据えた活用に向け事前に募集要項等で補助対象となる経費・補助の割合・上限額などを確認し、商工会職員と一緒にポイントを整理し、有効に活用しましょう。

商工会は、中小企業振興条例施策のもと各種補助金の申請支援を実施し、事業の実行、実績の報告まで、全力でお手伝いいたします。

新分野進出を応援

中小企業施策・補助金のご提案

新年度になり、様々な支援施策が実施されております。中小企業振興条例施策のもと、県内の中小企業者に対する様々な施策や補助金を積極的に活用することで、自社の売上増加へつなげる新商品開発や、販路拡大・新分野への進出等の新たな取組にチャレンジしてみませんか？

新分野進出・新事業活動に挑戦したい方へ

●小規模事業者持続化補助金

内容：事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等を支援します。

補助金額：上限額50万円

募集期間：平成29年4月14日(金)～平成29年5月31日(水)

問合せ先：最寄りの商工会へお問い合わせください。

●秋田県産品テスト販売制度

内容：秋田県がアンテナショップ等において、テスト販売を通じて、新販路拡大・商品開発を支援します。対象店舗にて自社商品のテスト販売(2ヶ月間)の実施、販売終了後も各対象店舗にて販売する商品の条件についても再度交渉を行うことができます。

対象店舗：あきた美彩館、秋田ふるさと館、あきた県産品プラザ、秋田空港ターミナルビル、みちのく夢プラザ

対象商品：県内で生産された農林水産物。それ以外の商品は、申請者が県内で製造したもの。

募集期間：テスト販売の受付は通年受付

問合せ先：018-860-2258(秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課)

●がんばる中小企業応援事業(製造業 ※非製造業もあります。)

内容：新商品の開発、新分野進出、新たな生産方法の導入等、自社の競争力強化を図る取組を支援します。

補助金額：上限1,000万円(製造業の取組)

募集期間：第1回募集 平成29年4月10日(月)～5月19日(金)

問合せ先：018-860-2231(秋田県産業労働部 商業貿易課)

新商品・新技術の開発をしたい方へ

●あきた企業応援ファンド事業

内容：創業や新商品の開発、販路拡大等の経営革新への取組を支援します。

補助金額：上限1,000万円(※対象内容により上限が異なります。)

募集期間：第1回募集 平成29年5月17日(水)～6月14日(水)

問合せ先：018-860-5702(あきた企業活性化センター)

●あきた食のチャンピオン発掘創造事業

内容：「秋田らしい」県産食品及び工芸品を表彰・PRし、県内事業者の商品開発・改良に対する意欲を高め、新たなお土産品等の発掘及び創造と産業振興への寄与を目的とした事業です。最優秀賞(金賞)受賞者は、パッケージ改良費等への支援。受賞商品は販路拡大に向けた物産展等でのPRや「統一ロゴ」が使用できるなどの特典があります。

募集期間：平成29年4月7日(金)～平成29年6月23日(金)

問合せ先：018-860-2259(秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課)

1 補助金・施策申請先ご担当者から聞き取りした申請「**ポイント**」情報！

・秋田県産品テスト販売制度**ポイント**(秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課より)

テスト販売対象店舗	ポイント
あきた美彩館 (東京アンテナショップ)	① 対象商品全て採用(県の施設の為) ② アンケート対応可能(営業に支障ない範囲) ③ 販売は対象店舗の販売員が実施(事業主は商品の発送のみ)
その他の4店舗	① 対象商品であり、販売可能か交渉が必要 ② アンケートについて要望があれば交渉可能 ③ 販売は対象店舗の販売員が実施(事業主は商品の発送のみ)

・がんばる中小企業応援事業**ポイント**(秋田県産業労働部 商業貿易課より)

申請対象業種	ポイント
製造業の場合(相談例)	① 設備が古くなったことによる購入は該当ならず、新販路やサービスに係る購入が該当。
全ての業種共通	① 申請前に対象事業所かどうかも含め、事前相談にも応じている。 ② 第2回目も9月に募集予定ですが、予算が無くなり次第終了。

※平成28年度の製造業の応募24件の内、16件が採択

・あきた企業応援ファンド事業**ポイント**(あきた企業活性化センターより)

申請対象型	ポイント
地域資源型	① 米・いぶりがっこ・ハタハタなどの地域特産品の応募が多く採用数も多い。 ② 新たな商品開発から販路拡大を目指してほしい。
全共通	① 10年間のファンド事業であり、平成29年6月14日までの募集が 最後の事業年度 。 ② 申請前の事前相談をいただければ、書き方や内容について適正が助言します。

※平成28年度の応募35件の内、27件が採択

・あきた食のチャンピオン発掘創造事業**ポイント**(秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課より)

募集対象	ポイント
改良商品の具体例	① 過去に開発していない商品が該当で、既存商品改良型については対象。例として「デザインを青から赤、縦置きを横に変更」だけでは該当ならず「デザインを変更し、食べやすいように新たに個包装にする。加工方法や素材を変える」などの工夫が必要で実際に販売する商品が対象。

※補助金の詳細につきましては、下記ホームページをご確認いただき、最寄りの商工会へご相談ください。

○中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2017/170414izoku28.htm>

○秋田県：<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/11678>

○あきた企業活性化センター：<http://www.bic-akita.or.jp/support/fund/kigyo.html>

2 補助金・施策の「活用事例」と「商工会支援内容」のご紹介！

